

複合機賃貸借、保守及び消耗品の供給業務（長期継続契約・消防署各署）

台数	設置	4 台		
設置場所 (各署 1 台)	消防署本署（2階）	生駒市山崎町 4 番 10 号		
	本署救急施設（2階）	生駒市山崎町 4 番 10 号		
	消防署南分署（2階）	生駒市小瀬町 8 番地 1		
	消防署北分署（2階）	生駒市北大和 4 丁目 22 番地 6		
機械全般	占有面積	幅 1,400×奥行 800 に収まること（手差しトレイを閉じた状態）		
	形式等	据置き型、モノクロのみ、A3 サイズ原稿対応、 100v・15A・60Hz 電源対応		
	給紙	内蔵トレイ	500 枚以上×4、B5～A3	
		手差し	はがき(100mm×148mm)～SRA3 連続 100 枚以上	
	ソート	20 部以上		
コピー機能	複写倍率	固定	70%、81%、86%、115%、122%、141%、自動	
		任意	25%～400%（1%単位）	
	連続複写速度	モノクロ等倍 30 枚／分以上（A4 横）		
	自動両面機能	自動両面原稿送り装置装備		
	解像度	読み取り書き込みとも 600dpi 相当以上。		
	階調	階調は 256 階調以上であること。		
プリンター機能	ネットワーク	イーサネット（100BASE-TX/10BASE-T）対応。		

<p style="text-align: center;">フ ア ク ス</p>	<p>G 3 又はスーパー G 3 (受話器不要)</p>		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ス キ ャ ナ 機 能</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">フ ル カ ラ ー ネ ッ ト ワ ー ク</p>	<p>イーサネット (100BASE-TX/10BASE-T) 対応</p> <p>フルカラーレスキャナ、Windows11 (64bit・32bit) 以上対応</p>		
	<p>スキャンした画像を本体機械側からの操作により、一時的に本体にデータ蓄積できる機能があるもの。(外付け機器によりデータの蓄積ができるものでも可とし、その機器に要する費用も含めて積算する)</p>		
	<p>読み取り解像度は、200dpi から 600dpi までの範囲内で選択できるもの</p>		
	<p>自動送り装置を使用してスキャンできる機能を有すること</p>		
	<p>ファイル形式は、PDF・JPEG・TIFF に変換が可能なこと。</p>		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">そ の 他 使 用 条 件</p>	<p>貸借期間</p>	<p>令和 8 年 7 月 1 日から令和 1 3 年 6 月 3 0 日まで</p> <p>(地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)</p>	
	<p>保守及び消耗品の供給</p>	<p>複合機の保守料及び複合機の動作に必要な保守部品・トナー等の消耗品の供給を含む (コピー用紙を除く)</p>	
	<p>使用予定枚数</p> <p>(月)</p>	<p>消防署本署</p>	<p>9, 6 0 0 枚</p>
		<p>本署救急施設</p>	<p>6 0 0 枚</p>
		<p>消防署南分署</p>	<p>1, 6 0 0 枚</p>
<p>消防署北分署</p>		<p>3, 0 0 0 枚</p>	

特記事項

- (1) 複合機は、国産メーカーの新品とし、仕様と同等又はそれ以上のものを設置すること。
- (2) パソコンのプリンターとして使用できるよう、既存のネットワーク環境への接続作業を行うこと。ただし、プリンタードライバの各パソコンへのインストールは、本市が行うものとする。
- (3) プリンター接続するパソコンの台数は、本署は30台程度、その他の施設は10台程度。
- (4) 複合機は、常時正常な状態で使用できるよう定期的に技術員等を派遣し、点検及び調整等を行うこと。また、複合機が故障した場合は、早急に正常な状態に復旧すること。
- (5) 定期的な巡回又は申し出によりトナー等の複合機の動作に必要な消耗品の供給を行うこと。
- (6) 賃借期間5年間のコピー1枚当たりの料金単価を記載すること。この場合、消費税及び地方消費税相当分を除いた額で、1円未満の端数は、小数点以下2桁まで表記すること。

なお、コピー1枚当たりの料金単価は4台のコピー機にそれぞれ適用する。
- (7) 単価には、賃借及び保守点検並びに維持に必要な消耗品及びトナー等の費用を含むものとする。ただし、コピー用紙代は除く。
- (8) コピー機の設置ならびに現在設置しているコピー機については、納入に際して担当部署と十分協議を行うこと。
- (9) 使用予定枚数は、過去5年間の使用枚数から概算し記載しているものであるため、使用枚数を保証するものではない。なお、この枚数は、プリンタとしての使用枚数を含めた数字を示している。